

みどりの風ふくまちビジョン【計画 4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を】 「平成 30 年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」

いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 6 月公布、9 月施行)

目的 いじめの定義 基本理念

いじめの禁止(第 4 条)

地方公共団体の責務 学校設置者の責務

学校および学校の教職員の責務

保護者の責務

東京都いじめ防止対策推進条例
東京都いじめ防止対策推進方針
東京都教育委員会いじめ総合対策

道徳教育および体験活動の充実
児童等の自主的活動の支援、児童等および保護者への啓発
定期的な調査
相談体制の整備
教職員研修の計画的実施
インターネットによるいじめに対する啓発活動
重大事態の調査、調査結果の保護者への提供
いじめ防止基本方針の策定
いじめ防止等の対策のための組織の設置
いじめに対する措置
校長および教員による懲戒

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針(学校向け概要)(平成 26 年 4 月策定、毎年 4 月改訂)

1 練馬区の基本姿勢

- (1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- (2) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校(園)においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 基本的な考え方

- (1) 学校は「危機意識」と「当事者意識」を高くもち、子どもを守るのは第一義に学校であるとの意識で指導に当たる。
- (2) いじめの未然防止、早期発見に向け、これまでの指導を見直し、実効的な取組を行う。
- (3) いじめの早期解決に向けて教育委員会との連携を強化するとともに、関係機関との連携を深める。

3 教育委員会の取組

- (1) いじめの防止等のための組織等の設置
いじめ等対応支援チームの設置
総合教育会議との連携 ほか
- (2) いじめの的確な実態把握・分析活用
定期的ないじめ実態調査の実施
インターネット上のいじめに関する情報把握および理解促進
- (3) 学校(園)・教職員への指導・助言
生活指導担当者研修会・いじめ・不登校対応研修会の開催
重大事態への対処について ほか
- (4) 児童生徒への働きかけ
いじめ一掃プロジェクトの実施
いじめ防止リーフレットで相談機関の周知
情報モラル講習会の実施 ほか
- (5) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進
いじめ防止実践事例発表会の開催
いじめポスターや教育だよりでの広報 ほか
「いじめ等対応支援チームからの提言」の周知
- (6) いじめを受けている児童生徒を守るための制度の運用
- (7) 就学前教育への支援
- (8) 関連機関との連携強化

4 学校(園)の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
方針の策定について
ア 方針の実行、評価、改善
イ 方針の学校ホームページ等での公開
ウ 方針の保護者会での説明
組織の設置について
ア 組織の名称、実施体制、役割等を方針に明記
イ 学校いじめ対策推進教員を指名
ウ 重大事態の対応組織を明記
- (2) いじめの防止
学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
児童生徒の主体的な活動の促進
ア いじめ一掃プロジェクト、ふれあい月間
イ 児童会、生徒会を中心とした活動
・「SNS 学校ルール」の策定
教職員の指導力の向上
- (3) いじめの早期発見・早期対応
定期的ないじめの実態把握
・年 3 回の調査に加え、毎月の学校独自の調査
教育相談の充実
・小 5、中 1 の S C との全員面接 ほか
保護者・地域との連携強化および啓発の促進
・情報モラル教育の充実
・保護者地域と連携した「いじめ一掃プロジェクト」の充実 ほか
- (4) いじめへの対処
被害・加害への適切な対応
組織対応(S S W r の活用を含む)
重大事態への対処
インターネットにおけるいじめへの対応
幼保小、小中の連携
- (5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検
教職員による学校評価における評価、見直し
児童・生徒、保護者・地域からの評価、見直し、ほか

平成 30 年度学校いじめ対応基本方針の策定